

道路使用許可手数料等の免除に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良県警察手数料条例（平成12年3月奈良県条例第45号。以下「条例」という。）第13条第2項の規定に基づく道路使用許可手数料及び道路使用許可証再交付手数料の免除について、必要な事項を定めるものとする。

(道路使用許可手数料等の免除)

第2条 知事は、次に掲げる者（以下「対象者」という。）が道路において人が集まるような方法で寄付を募集するために道路を使用する場合は、条例第9条の表第2欄に掲げる道路使用許可手数料について、同表第4欄に定める公安委員会が定める行為をする場合における手数料額を免除する。

- (1) 日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）に規定する日本赤十字社
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1号に規定する公益社団法人又は同条第2号に規定する公益財団法人
- (4) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人

2 知事は、非営利の法人又は団体が対象者に無償で協力し、道路において人が集まるような方法で寄付を募集する場合は、当該法人又は団体を対象者とみなして、前項の規定を適用することができる。

第3条 知事は、前条の規定により手数料額を免除した道路使用許可に係る道路使用許可証の再交付申請があったときは、条例第9条の表第2欄に掲げる道路使用許可証再交付手数料について、同表第4欄に定める手数料額を免除する。

(申請手続)

第4条 前2条の規定による免除を受けようとする者は、道路使用許可の申請時又は道路使用許可証の再交付申請時に、道路使用許可手数料等免除申請書（別記様式）を当該道路使用許可に係る場所を管轄する警察署長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。